岐阜県政記者クラブ加盟社各位
都道府県記者クラブ・岐阜経済記者クラブ同時配布資料

令和６年７月２６日(金)　岐阜県発表資料			
担　当　課	担　当　係	担 当 者	電話番号
公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター	産業振興部総合支援課	鳥澤　雅彦	直通058-277-1079 FAX 058-273-5961
産業イノベーション推進課	スタートアップ推進係 スタートアップ推進係	宮地　真一 水野　智規	内線3749 直通058-272-8389 FAX 058-278-2679
地域振興課	移住定住係	松原　裕子	内線2545 直通058-272-8078 FAX 058-278-3530

「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者を追加募集します

～県内に移住して地域課題解決に資する社会的事業の起業事業承継をする方へ～

県では、県内への移住促進及び県内の担い手不足の解消を図るとともに、まちづくり、地域交通支援、社会福祉などの各分野において、移住者の起業又は事業承継等による地域経済の活性化を図るため、「岐阜県地域課題解決型起業支援金」により、地域の課題解決を図る新たな事業を支援しています。

このたび、令和６年度「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者の追加募集を開始しますので、お知らせします。

１　「岐阜県地域課題解決型起業支援金」概要

（１）補助対象者

以下の要件を全て満たす者で、岐阜県内に居住していること、もしくは令和６年１２月３１日までに岐阜県内に居住することを予定していること。（詳細は募集要項※1を参照）

【移住元に関する要件】

・住民票を岐阜県内に移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、岐阜県外に居住していたこと

・住民票を岐阜県内に移す直前に、連続して１年以上、岐阜県外に居住していたこと

【移住先に関する要件】

・起業支援金の交付決定時において、岐阜県内に転入後１年以内となる見込みであること

・岐阜県内に転入後５年以上、継続して居住する意思を有していること

【実施事業に関する要件】

・以下のいずれかの要件に該当すること

①新たに起業する場合

岐阜県内において、令和６年４月１日から１２月３１日までに、地域課題の解決に資する社会的事業の個人開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者と

して新たに事業を開始すること

②事業承継をする場合

岐阜県内において、令和６年４月１日から１２月３１日までに、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※２における地域課題の解決に資する社会的事業を、事業承継により実施する個人事業主又は株式会社等の代表者となること

（２）補助対象経費

人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費

（３）補助対象期間

交付決定日（申請書提出から概ね５週間後）～　１２月３１日

（４）補助率・補助上限

補助率　２分の１以内、補助限度額　２００万円

（５）補助件数

４件程度

２ 応募方法

（１）応募期間

令和６年７月２６日（金）～**１０月２５日（金）【必着】**

応募状況により終了日を早める場合があります。

（２）応募方法

岐阜県産業経済振興センターホームページから申請用紙をダウンロードし、直接持参するか郵送で提出してください。

（３）問い合わせ・申し込み先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

〒500-8505 岐阜市薮田南5-14-53 ＯＫＢふれあい会館10階

TEL：058-277-1079 FAX：058-273-5961

E-mail：sien@gpc-gifu.or.jp

３ その他

県外から移住した方は、起業支援金のほかに移住支援金の対象となる可能性があります。

※市町村によって支援金額や要件等が異なりますので、詳しくは、移住（検討）先の市町村移住定住担当窓口へお問い合わせください。

※１ 募集要項：https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2024072401/index.asp
（岐阜県産業経済振興センターホームページ）に掲載

※２ Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野：IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術を活用した事業を想定